

## 教員の懲戒処分について

学校法人京都外国語大学は、令和8年3月26日付で、京都外国語大学の教員1名（教授・50歳代）に対し、学校法人京都外国語大学就業規則に基づき、減給の懲戒処分を行いました。

当該教員は、複数年にわたり、本学の複数の教職員に対し、人格や能力を否定する発言や威圧的な言動を繰り返しており、会議の場における不適切な発言、業務上必要な範囲を逸脱した叱責、早朝を含む頻繁かつ過度な連絡、心理的圧力を与える言動等が認められました。これらの行為は、職場環境を著しく害するものであり、学校法人京都外国語大学就業規則第19条第1項、学校法人京都外国語大学ハラスメント防止に関する規程第2条第3号で禁止されるパワー・ハラスメントに該当すると認定しました。

本学としてハラスメントを防止するための規程を整備し、毎年の学内研修や定期的な注意喚起を行っているにもかかわらずこのような事態が発生したことは大変遺憾であります。本学は、本件を厳粛に受け止め、被害者の方々に深くお詫び申し上げるとともに、全ての関係者が安心して学習・研究・教育及び職務に取り組むことのできる職場環境を確保することを組織の責務と再認識し、徹底した再発防止に努めて参ります。

本学は、今後とも全ての関係者の人格と尊厳が尊重される環境の確保に努め、皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。

令和8年3月27日

学校法人京都外国語大学  
理事長 北 寿郎

お問い合わせ先：  
学校法人京都外国語大学コンプライアンス推進室  
TEL：(075) 322-6066